

## 共済金の支払い

共済事故により、基準収穫量に対して、果実の減収量が加入者の選択した支払開始割合を超えた場合に共済金が支払われます。

$$\text{共済金} = \text{共済金額 (補償金額)} \times \text{支払割合}$$

### 《共済金支払い例》

引受方式 : 特定危険方式 (3点)  
 品種 : なし (あきづき)  
 共済金額 : 508,000円  
 基準収穫量 : 2,000kg  
 収穫量 : 1,000kg  
 支払開始割合 : 20%

支払開始割合	共済金支払割合
10%	10/9×損害割合-1/9
20%	5/4×損害割合-1/4
30%	10/7×損害割合-3/7
40%	5/3×損害割合-2/3
50%	2×損害割合-1

### 損害割合表 (目安)

加入方式 \ 損害割合	20%	30%	40%	50%	60%	70%	80%	90%	100%
特定危険方式	0%	13%	25%	38%	50%	63%	75%	88%	100%

$$\frac{2,000\text{kg} - 1,000\text{kg (収穫量)}}{2,000\text{kg (基準収穫量)}} = 50\% \text{ (損害割合)} = \frac{508,000\text{円 (共済金額)} \times 38\% \text{ (支払割合)}}{}$$



$$\text{共済金} = 193,040 \text{円}$$

## 樹体共済

- 1 補償期間 (共済責任期間) …** 花芽の形成期から1年間 (7月1日~1年間)
- 2 共済事故 …** 風水害、干害、寒害、雪害その他気象上の原因 (地震及び噴火を含む) による災害、火災、病虫害、及び鳥獣害による樹体の枯死、流出、滅失、埋没及び損傷。
- 3 共済価額 …** 共済責任期間の開始時における樹体の資産としての評価額です。
- 4 共済金額 …** 共済価額の4割~8割の範囲内で加入者が選択します。
- 5 損傷基準 …** 樹冠容積の2分の1以上 (主枝) の損害から被害として取り扱います。
- 6 共済金の支払い …** 樹種ごとに樹体損傷が、共済価額 (総評価額) の1割を超える場合、又は10万円を超える場合に共済金が支払われます。

# 果樹共済



半相殺減収総合 (短縮) 方式  
 樹園地減収総合 (短縮) 方式

半相殺特定危険方式 (3点セット)  
 樹園地特定危険方式 (3点セット)

※ 加入申込期間 ~平成31年3月5日

※ その他の引受方式  
 全相殺減収総合方式・全相殺品質方式・地域インデックス方式・災害収入共済方式

● お問い合わせや引受方式の選択のご相談は、NOSAIまでご連絡ください。



宮城県農業共済組合 ○○支所  
 仙台市青葉区上杉1丁目8-10  
 TEL 225-6713 / FAX 225-6535  
 担当: 農産園芸課 (果樹園芸担当)



# 収穫共済

- 減収総合(短縮)方式
- 樹園地減収総合(短縮)方式  
(すべての自然災害や病虫害による被害を対象)

- 特定危険方式(3点セット)
- 樹園地特定危険方式(3点セット)  
(暴風雨・降ひょう・凍霜害による被害を対象)

加入できる樹種

りんご・なし

加入面積要件

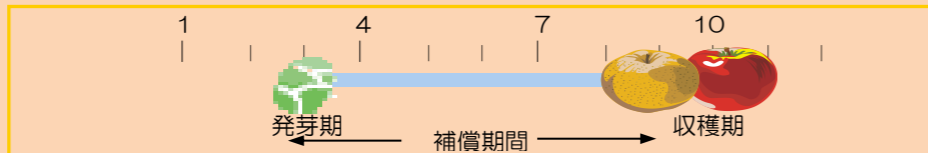
樹種ごとに5a以上の栽培者  
(加入は、類ごとに5アールからです)

樹種ごとに20a以上の栽培者  
(加入は、類ごとに5アールからです)

※類区分とは、品種、栽培方法等に応じて定めた区分のことです。

補償期間  
(共済責任期間)

発芽期～収穫期(約半年間)



補償限度割合  
(範囲内で加入者が選択)

- 減収総合短縮方式  
5割～7割
- 樹園地減収総合短縮方式  
4割～6割

- 特定危険方式(3点セット)  
4割～8割
- 樹園地特定危険方式(3点セット)  
4割～7割

共済事故  
(対象となる災害)

すべての自然災害(風水害・干害・ひょう害など)・病虫害・鳥獣害・地震等の災害

暴風雨(最大風速13.9m/s以上 または最大瞬間風速20m/s以上)・ひょう害・凍霜害



上記の災害により、※基準収穫量に対して加入者が選択した支払開始割合を超える減収量があった場合



上記の災害により、※基準収穫量に対して、支払開始割合の2割(特定危険方式)3割(樹園地特定危険方式)を超える減収量があった場合

※基準収穫量は標準収穫量をベースに開花期の園地状況、肥培管理状況により決定し損害評価の基準に用いる収穫量です。

※基準収穫量は摘果終了後に、全園地の着果数調査(園地、品種、樹齢ごと)を実施し損害評価の基準に用いる収穫量です。

## 加入できる主な果樹

共済目的の種類等	細区分	対象品種名	31年産 kg当たり価額
りんご	1類 早生品種	つがる・さんさ・あかねシナノレッド等	209
	2類 中生品種	ジョナゴールド・千秋紅玉・サワールージュ等	217
	3類 晩生品種	ふじ・シナノゴールド王林・はるか等	239
なし	1類 早生品種	1群 幸水	283
		2群 新水・八雲・築水等	224
	2類 中生品種	1群 豊水・秋水等	214
		2群 長十郎・あきづき等	318
	3類 晩生品種	新高・かおり・新興等	208

## 支払開始割合及び補償限度割合

引受方式	支払開始割合	補償限度割合
減収総合一般方式 減収総合短縮方式	30%	70%
	40%	60%
	50%	50%
特定危険方式	20%	80%
	20%	70%
	30%	60%
全相殺減収方式 全相殺品質方式	40%	50%
	10%	90%
	20%	80%
地域インデックス方式	30%	70%
	40%	60%
樹園地減収総合一般方式	40%	60%
樹園地減収総合短縮方式	40%	60%
樹園地特定危険方式	30%	70%
災害収入共済方式	80・70・60%	

# 補償金額(共済金額)と共済掛金



## ●共済金額(補償金額)は

$$\text{共済金額} = \text{単位(kg)あたり価} \times \text{標準収穫量} \times \text{補償限度割合}$$

- kgあたり価額……樹種ごと品種(類区分)ごとに農林水産大臣が定める果実の価額です。
- 標準収穫量……園地ごとに過去の収穫量・肥培管理・樹齢などに応じた標準的な収穫量です。(組合で作成した標準収量表を基に設定。)
- 補償限度割合……左ページ下表の補償限度割合を加入者が選択します。減収総合方式の場合は50%・60%・70%の範囲で加入者が選択

## ●共済掛金は

**共済掛金の半額は国が負担します!!**

$$\text{農家負担} = \text{共済金額(補償金額)} \times \text{掛金率} \times \frac{1}{2}$$

- 掛金率……掛金率は共済目的の種類(樹種)や引受方式によって異なります。また、危険段階別掛金率が設定されています。

## ●補償金額(共済金額)と共済掛金の目安(10a当たり)

新規で加入した場合の例(補償限度割合の最高割合を選択し共済金額は最高額。危険段階共済掛金率を設定しているため掛金率は目安となります。)

樹種	品種	引受方式	10a当たり 収穫量(kg)	kgあたり価額 (円)	補償割合 (%)	掛金率 (%)	補償金額(円) (千円未満切捨て)	農家負担掛金 (円)
りんご	ふじ	減収総合短縮方式	2,000	239	70	3.6	334,000	6,012
		特定危険方式(3点)	2,000	239	80	2.3	382,000	4,393
		樹園地特定方式(3点)	2,000	239	70	1.4	334,000	2,338
なし	あきづき	減収総合短縮方式	2,000	318	70	7.9	445,000	17,578
		特定危険方式(3点)	2,000	318	80	4.9	508,000	12,446
		樹園地特定方式(3点)	2,000	318	70	4.2	445,000	9,345

※上記掛金の他に10a当たり2,500円の賦課金が加わります。

※防風ネット施設の設置園地については、掛金が割引になります。

- 減収総合(短縮)方式 …… 5%割引
- 特定危険方式(3点) …… 20%割引

